

## 評価委員会の進め方（案）について

### （委員会の公開について）

- ・ 委員会は、公開を原則とする。
- ・ 委員会の傍聴は自由であり、傍聴者の範囲は特定しない。ただし、会場の都合により、傍聴者の人数を制限することがある。
- ・ 委員会の議事内容は、事務局が作成し、公開する。

### （委員会の進行・運営）

- ・ 委員会の議事進行は、委員長が行う。
- ・ 委員長は、委員の互選により選出する。
- ・ 委員長及び委員の交替については、委員会に諮るものとする。

### （委員会の事務について）

- ・ 委員会の事務局は、財団法人河川環境管理財団に置くものとする。

### （その他）

- ・ 委員会は、2～3回開催を予定する（平成13年度）
- ・ 委員会は、必要に応じて関係者の意見を求めることができる。
- ・ 委員会を運営していく上で必要となる事項が発生した場合には、当該「評価委員会の進め方について」を見直すことができる。